

### 1. 岸和田市における景観施策のあゆみ

岸和田市では、「第2次岸和田市総合計画（1990）」に「自然の景観の保全」「都市の景観」をまちづくりの基本施策として明確に位置づけ、岸和田らしい都市景観形成に向けた様々な施策を進めています。

また、「岸和田市都市景観条例（1995）」の施行により、行政と市民及び事業者の景観形成に関する責務を明確にするるとともに、「岸和田市都市景観審議会」及び公共建築物や大規模建築物等の都市景観に係る事項を調査検討するために「岸和田市環境デザイン委員会」をそれぞれ設置し、岸和田らしい都市景観を保全、創生し、未来へ継承することのできる快適な環境と、住みよい文化的で潤いのある美しいまちの実現を目指し取り組みを進めてきました。

一方、国においても「美しい国づくり大綱（2003）」の策定後、「景観法（2005）」が施行され、景観行政団体が定める景観条例や景観計画等により景観施策の実効性と法的強制力を確保されました。

これを受け、本市では景観行政団体へ移行（2008）し、これまでの都市計画条例について全面改正を行い、景観法に基づく「岸和田市景観形成基本計画」と「岸和田市景観計画」をそれぞれ策定のうえ、大規模建築物等の計画段階における事前協議制度を設け、景観配慮について協議の充実を図り運用しています。また、景観啓発事業として「都市景観賞表彰事業」や、「ここに残る景観資源発掘プロジェクト」を実施し、市民と事業者、行政が一体となって岸和田らしい景観形成を進めています。



	景観施策の変遷	備考
1991 (H3)	「岸和田市都市景観形成基本計画」の策定	
1992 (H4)	「岸和田市歴史的まちなみ整備計画」の策定	
1993 (H5)	「岸和田市歴史的まちなみ保全要綱」の制定 「岸和田市歴史的まちなみ保全地区」の指定 「本町のまちづくりを考える会」の発足	
1994 (H6)	「岸和田市都市景観条例」の制定 「岸和田市環境デザイン委員会」の設置	
1996 (H8)~1998 (H10)	「岸和田らしさを目指した景観形成ガイドライン」の策定	
1999 (H11)	「岸和田市都市景観条例」の一部改正 「景観形成市民団体」の認定	
2002 (H14)	「岸和田市都市景観賞」の創設（4年毎に実施）	
2008 (H20)	「景観行政団体」へ移行 「岸和田市景観形成基本方針」の策定	
2010 (H22)	「岸和田市都市景観条例」を全部改正し、「岸和田市景観条例」の公布 「岸和田市景観計画」の策定	
2012 (H24)	「ここに残る景観資源発掘プロジェクト」の創設	
2017 (H29)	「岸和田市景観重要樹木」の指定	

### 2. 岸和田市景観形成基本方針について

岸和田市景観形成基本方針は、魅力ある景観を形成する基本目標として示され、市民と事業者、行政が総合的かつ多面的にお互いの立場を理解しながら協力し取り組んでいく為の指針です。

本市における景観とは、視覚による景観だけではなく生活から生み出される文化、歴史の雰囲気なども含めた広義の景観を示し、方針における基本姿勢は次のとおりとなります。

○景観資源を「まもる（保全・修復）」、「はぐくむ（育成・支援）」、「つくりだす（創生）」  
○景観阻害要因を「とりのぞく（除去）」、「あらためる（改善・誘導）」

↓

進め方：まちはみんなの共同作品（まもり、そだてよう、みんなのまち）

景観形成の主体と役割分担については、市民、事業者及び行政にそれぞれ定められ、景観特性を踏まえた景観形成の基本目標と基本指針を次のとおり定めています。

- ・指針1：歴史と伝統を感じさせる景観の創出
- ・指針2：豊かな自然とのふれあいのある景観の創出
- ・指針3：歴史的な魅力あふれた景観の創出

### 3. 岸和田市景観計画について

岸和田市景観計画は、恵まれた自然・歴史・文化資産を活かし、岸和田市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、更に岸和田らしい魅力あふれた快適なまちとして、これを次代の市民、事業者に引き継いでいくために2010年に策定しています。

市域全域を景観計画区域とし、6つの基本景観区、7つの基本景観軸、12箇所の景観配慮地区に指定しています。

また、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、一定規模以上の開発行為等について届出を必要とすることや、景観重要建築物や景観重要樹木の指定方針、屋外広告物の表示及び掲出について定めています。



景観重要樹木  
(2017/07/03 指定)



### 4. 岸和田市景観審議会について

岸和田市景観審議会は、本市景観に係る重要事項についての調査審議等を行うため、岸和田市付属機関条例に基づき設置しています。委員の定数は14名以内とし、①景観行政又は景観形成に関し学識経験を有する者、②公募した市民及び③市長が必要と認められた者で構成されます。

- 景観審議会における主な審議（協議）事項
- ・岸和田市景観形成基本方針の策定又は変更
  - ・岸和田市景観計画の策定又は変更
  - ・大規模建築物等の届出に係る変更等必要な措置又は変更命令等を行う場合
  - ・大規模建築物等の届出に係る変更等必要な措置による公表を行う場合
  - ・景観重要建築物の指定及び原状回復命令等、管理に関する命令又は勧告を行う場合
  - ・景観重要樹木の指定及び原状回復命令等、管理に関する命令又は勧告を行う場合
  - ・景観協定を認可する場合

### 5. 岸和田市環境デザイン委員会について

岸和田市環境デザイン委員会は、一定規模の開発行為に対し、良好な景観形成を図るために必要な調査審議等を行うため、岸和田市付属機関条例に基づき設置しています。委員の定数は6名以内とし、建築物等の意匠、色彩その他のデザインに関し学識経験を有する委員で構成されます。

### 6. 景観啓発事業について

岸和田市では、良好な景観形成に関する啓発や、表彰に関する事業を実施しています。

#### ① 岸和田市都市景観賞表彰事業（4年ごと）

景観形成に貢献する建築物や工作物等の表彰を通じて、市民がまちの魅力について再発見し、これまで以上に市民と行政が協力して良好な景観形成を図る礎となるよう実施しています。

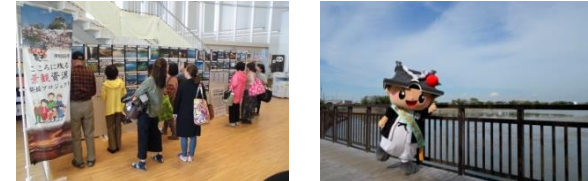
これまでの指定状況は次のとおりです。  
・都市景観賞：7件、奨励賞：5件、特別賞：5件



#### ② ここに残る景観資源発掘プロジェクト

景観形成に寄与する景観資源を発掘・蓄積・共有し、発掘した資源の中から特に優れているものを指定することで景観に関する市民意識の高揚を図り、ひいては良好な景観形成に寄与する目的により実施しています。

これまでの指定状況は次のとおりです。  
・ここに残る景観樹木：15件、ここに残るみち景観：21件、ここに残る水辺景観：15件



(2018/04/01 現在)